

## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

### [1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

#### <現状>

本市の公共交通の現状はJR、京都丹後鉄道と多くの路線バスが運行しており、本市と他市町との移動を担う広域交通、市中心部と市内各地域を結ぶ地域間交通、地域内の中心的な地区や集落、鉄道駅及びその周辺との移動を担う地域内交通などが、分担して人々の移動を支えている。

今後、本市が目指す「福知山らしいコンパクトな都市」(コンパクト+ネットワーク)の方向性のもと、「だれもが快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」に向けて、地域の実態やニーズに合った効率的で持続可能な生活移動手段の確保とともに、交流人口の拡大を目指し、市民・交通事業者・行政など多様な主体が連携しながら地域公共交通のネットワークを形成していくことが求められている。

#### <公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性>

中心市街地においては、活力ある都市基盤形成に向けて拠点エリアとしての交通利便性の確保や居住機能の強化を図るため、広域交通や地域間交通とも有機的に結びついた循環型の公共交通ネットワークを形成する必要がある。

本計画においては、前回に引き続き、まちなか循環路線バスを運行することで、中心市街地内外の移動の利便性を高め、定住と交流の促進を図る必要がある。

#### <フォローアップ>

毎年度末に基本計画に位置づけた事業計画の進捗調査を行い、目的達成に向けて必要に応じて改善措置を講じ、活性化の推進を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：まちなか循環路線バス運行事業</p> <p>内容：誰もが利用しやすい「まちなか循環路線バス」の運行</p> <p>実施時期：平成23年度から平成32年度</p>	<p>路線認可：福知山市</p> <p>事業運営主体：京都交通(株)</p>	<p>高齢化の進展や空洞化が進むまちなかにおいて、公共交通空白地の解消を図るとともに、「福知山らしいコンパクトな都市」（コンパクト+ネットワーク）に必要な中心市街地へのアクセス向上とまちなかの周遊性を高めるため、鉄道や他の路線バスと効果的に接続でき、誰もが利用しやすい「まちなか循環路線バス」を運行するものであり、中心市街地の都市機能の充実と交流人口の拡大により、「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）</p> <p>実施時期：平成28年度から平成32年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：レンタサイクル拠点整備事業</p> <p>内容：まちなかでのレンタサイクルの充実</p> <p>実施時期：平成23年度から平成32年度</p>	<p>福知山市 福知山観光協会 福知山まちづくり(株)</p>	<p>現在、福知山駅と広小路で実施しているレンタサイクルについて、さらに広報の充実を図るとともに、福知山城周辺にも拠点施設を整備することで中心市街地への来街者の利便性を高めるものであり、「まちなか観光による人々が集う賑わいあるまち」の実現に必要な事業である。</p>		
<p>事業名：中心市街地活性化まちづくりプロジェクト応援事業</p> <p>内容：活性化協議会にある4つのプロジェクト会議の活動支援</p> <p>実施時期：平成23年度から平成32年度</p>	<p>福知山市 中心市街地活性化協議会</p>	<p>活性化協議会にある4つのプロジェクト会議（城周辺賑わい創出PJ、町並み・町家活用PJ、まちなかおもてなしPJ、まちなか居住促進PJ）の活動支援を行うものであり、『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまちの実現に必要な事業である。</p>		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

福知山市中心市街地活性化基本計画事業箇所図

